

作業環境測定基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（令第六条第二十三条イ又はロに掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。この場合に</p>	<p>（特定化学物質等の濃度の測定）</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によること。</p> <p>二 空气中の石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の粉じんの濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によること。</p> <p>2 前項第一号の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質等障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該特定化学物質等の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。この場合に</p>

において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4・5 (略)

(石綿の濃度の測定)

第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場（令第六条第二十三号イ又はロに掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場に限る。）における空気中の令第六条第二十三号イに掲げる物の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

2 第二条第一項第一号から第二号の二まで及び第三号本文の規定は、前項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「令第六条第二十三号イに掲げる物」と読み替えるものとする。

合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項第一号に掲げる方法を同時に行うものとする。

4・5 (略)